

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書

【申請者記載欄】

フリガナ			男・女	生年 月 日	昭和 平成		年	月	日
申請者氏名					(歳)				
住所及び連絡先	〒 電話 自宅 / 携帯								
養成機関名称 及び修業内容	養成機関名称								
	学部・学科 課程・コース名					養成区分	昼間・夜間・通信		
	所在地	〒 電話							
	修業期間	年 月 日～				年 月 日			
	修業資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士 作業療法士・歯科衛生士・その他 ()							
資金種類	☐ 入学準備金 ☐ 就職準備金								
申請金額	(入学準備金上限50万円) 円 (就職準備金上限20万円)								
連帯保証人	☐ 連帯保証人を立てる ☐ 連帯保証人を立てない								
他貸付金等の 借入状況	利用 有無	☐ 有 ☐ 無	名称						
	内容								
	金額	円		期間	年 月～		年 月		
	現在 状況	借受中・返済中・猶予(据置中)・滞納・債務整理中・免責・その他 ()							
世帯の状況 ※申請者及び申請者が 扶養している児童の 属する世帯	氏 名	続柄	年齢	職 業		前年度の所得額			
		本人				円			
						円			
						円			
						円			
						円			

様式第1号

(裏面)

貸付金の振込先 ※申請者名義の 口座であること	金融機関名		支店名	
	口座の種類		口座番号	
	口座名義	フリガナ		

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けを受けたいので、同意事項に同意のうえ、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会会長 様

申請者

⑩

【同意事項】

- 1 貸付申請書の記載事項及び添付書類に不明な点がある場合は、官公署等に調査を依頼し、事実確認を行うこと。
- 2 貸付申請時及び貸付けが決定した後、必要に応じ官公署等に調査を依頼し、暴力団員該当性情報の報告を求めること。
- 3 貸付けが決定した後、借受人・連帯保証人が転出もしくは行方不明になった場合は、官公署等に調査を依頼し報告を求めること。
- 4 本資金は、審査のうえ、貸付けの可否について決定するため、審査の結果、希望に添えない場合があること。また、審査の結果、不承認になった場合、その理由は回答しないこと。
- 5 貸付けの可否にかかわらず、提供した申請書類一式について返却されないこと。
- 6 記載した個人情報について、本資金に必要な範囲で利用すること。
- 7 貸付決定を受けた後は、さいたま市社会福祉協議会の指示に従って、必要な報告及び届出等を行うこと。

【連帯保証人について】

- ・連帯保証人を立てる場合は、「（別紙）ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付連帯保証人届出書」を提出してください。
- ・申請者が婚姻歴のない未成年の場合、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。ただし、法定代理人が生活保護を受給している等の理由により返済能力がないときは、新たに返済能力のある連帯保証人を立ていただきます。
- ・申請者が婚姻歴のない未成年であって、連帯保証人を立てない場合は、貸付契約締結時に法定代理人の同意が必要となります。
- ・連帯保証人を立てない場合、返還の債務の履行猶予期間中は無利子ですが、履行猶予期間経過後は年1%の利息が発生します。

【添付書類】

- ・高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
- ・申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票（発行から３か月以内のもので、続柄・世帯主名の記載があるもの。個人番号（マイナンバー）及び本籍の記載は不要。）
- ・申請者が生活保護世帯の場合は、生活保護受給証明書
- ・他貸付金の借入がある場合は、借入状況が確認できる書類の写し
- ・連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の住民票（発行から３か月以内のもので、個人番号（マイナンバー）及び本籍の記載がないもの）
- ・就職準備金の貸付申請の場合は、養成機関の修了証明書又は卒業証書の写し、資格を取得したことがわかるものの写し及び内定通知書の写し
- ・その他、貸付可否の決定にあたりさいたま市社会福祉協議会会長が必要と認めるもの